

「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」重要事項説明書

外部サービス利用型
指定特定施設入居者生活介護
養護老人ホーム 吉成苑
仙台市青葉区南吉成七丁目14-1
TEL 022-719-1720
FAX 022-719-1721

当施設は介護保険の指定を受けています。
(宮城県指定第 0475102497 号)

当施設はご入居者に対して、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護サービス（以下「特定施設介護サービス」という。）を提供します。

施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入居は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人.....	1
2. ご利用施設.....	1
3. 職員の配置状況.....	2
4. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	3
5. 事故発生時の対応について.....	5
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）.....	6
7. 残置物引取人.....	7
8. 苦情の受付について.....	7

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 大石ヶ原会
(2) 法人所在地 宮城県仙台市青葉区南吉成六丁目 6 - 8
(3) 電話番号 022 - 344 - 7731
(4) 代表者氏名 理事長 千 田 勝 見
(5) 設立年月日 平成 7 年 3 月 3 日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護
平成 18 年 10 月 1 日指定 宮城県第 0475102497 号

(2) 施設の目的

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う特定施設介護サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態等にある入居者に対し、適正な特定施設介護サービスを提供することを目的とします。

- (3) 施設の名称 養護老人ホーム 吉成苑
(4) 施設の所在地 宮城県仙台市青葉区南吉成七丁目 14-1
(5) 電話番号 022-719-1720
(6) 施設長（管理者）氏名 西 島 淳 武
(7) 運営方針

事業者は、特定施設介護サービスの提供に当たって、特定施設サービス計画に基づき、事業者が委託する指定居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、入居者が要介護状態になった場合でも、事業所において入居者の有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるよう援助いたします。

- (8) 開設年月日 平成 18 年 10 月 1 日
(9) 入所定員 60 人
(10) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
1 人部屋	60 室	2 部屋に 1 つトイレがあります
食 堂	2 室	1F・2F（兼集会ホール）
浴 室	3 室	男女一般浴 ・ 家族浴室

※この施設設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

※居室の変更：入居後、ご入居者の状況に応じて居室を変更することがあります。

(ア) ご入居者は、原則として利用契約締結時の居室を使用するものとします。ただし次の各号に定める場合であって、かつ事業所に使用していない居室がある場合に限り、居室移動を希望することができます。

- 一 より適切なサービス提供をするうえで、日照、採光などの環境に著しい支障がある。
- 二 より適切なサービス提供をするうえで、現に利用している居室の設備等に著しい支障がある。
- 三 より適切なサービス提供をするうえで、他のご入居者との関係に著しい支障がある。
- 四 その他、日常生活上に著しい支障がある。

(イ) 事業所の管理者は、特定施設介護サービスの提供に著しい支障があると認める時に、ご入居者の同意を得て、居室を移動させることができます。

(ウ) 居室の移動を希望する場合、必ずその理由を付した書面により管理者へ提出して下さい。

(エ) 事業所は、前項の書面を受理したときは、その適否を書面で通知します。

(オ) 事業所が入居者の居室を移動させる場合は、その理由を付した書面を交付し、必ず入居者の同意を得ます。

(11) 併設事業

当施設では、次の事業を併設しています。

[養護老人ホーム] 平成 13 年 4 月 1 日開設

[介護予防訪問介護] [訪問介護]

平成 18 年 10 月 1 日指定 宮城県第 0475102505 号

(12) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 2 階

(13) 建物の延べ床面積 3, 891. 19 m²

(14) 施設の周辺環境

仙台市青葉区の西方、高台に位置する南吉成団地の中にあり、泉ヶ岳を北西に展望し、近くには仙台市街を一望できる国見峠があります。施設のすぐ側の騒音が届かないところには、交通の要としての県道八乙女～折立線（北環状線）が走っています。三方を森に囲まれ、四季折々の風景と小鳥のさえずりを楽しみ、隣接する大石原公園を散策できる絶好の場所にあります。

3. 職員の配置状況

当施設では、ご入居者に対して外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職員数	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 計画作成担当者	1名（常勤換算）	1名
3. 生活相談員	1名（常勤換算）	1名
4. 介護職員	2名（常勤換算）	入居者 10 名に対して 1 名

<勤務体制> ※標準的な時間帯における最低配置人員（常勤換算）

職 種	勤 務 体 制	
1. 計画作成担当者	日 勤 :	9 : 00 ~ 18 : 00 1名
2. 生活相談員	日 勤 :	9 : 00 ~ 18 : 00 1名
3. 介護職員	早番 A :	5 : 30 ~ 14 : 30 2名
	早番 B :	6 : 30 ~ 15 : 30
	早番 C :	7 : 30 ~ 16 : 30
	日勤 A :	9 : 00 ~ 18 : 00 1名
	日勤 B :	9 : 30 ~ 18 : 30
	遅番 A :	10 : 00 ~ 19 : 00 2名
	遅番 B :	11 : 00 ~ 20 : 00
	遅番 C :	12 : 00 ~ 21 : 00
	遅番 D :	13 : 00 ~ 22 : 00
夜 勤 :	21 : 45 ~ 6 : 45 1名	

☆土・日・祝日は上記と異なります。

<配置職員の職種>

計画作成担当者…入居者に係る特定施設計画（ケアプラン）の作成、及び受託居宅サービス事業者との連絡調整をします。

生活相談員……………入居者・契約者の生活相談に対応するとともに、必要な助言その他の援助を行ないます。

介護職員……………入居者の自立支援及び日常生活の充実のため、生活全般にわたる介護を行ないます。

4. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、入居者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについては

①利用料金が介護保険から給付される場合

②利用料金の全額を契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の9割、8割または7割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①基本サービス

a. 特定施設サービス計画の立案

入居者について解決すべき課題を把握し、入居者・家族の意向を踏まえた上で、特定施設介護サービスに係る目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成いたします。

b. 入居者の安否の確認

入居者の日常の心身の状況、生活状況に配慮いたします。

c. 生活相談等

日常生活に関すること等の相談に応じます。

②受託居宅サービス

特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、療養、その他日常生活上の支援について、事業所が委託する下記の指定居宅サービス事業者により提供します。

指定訪問介護 南吉成ヘルパーステーション

指定地域密着型通所介護 南吉成デイサービスセンター

指定訪問看護 仙台北訪問看護ステーション

※次の指定居宅サービスは、入居者・契約者の希望や心身の状況等に応じて、事業所がその都度委託する事業者より提供します。

指定訪問入浴介護 指定訪問リハビリテーション 指定通所リハビリテーション

指定福祉用具貸与 地域密着型認知症対応型通所介護

<サービス利用料金>（契約書第6条参照）

① サービス利用料（一日につき）

基本の額 83単位：852円 自己負担額：1割86円 2割171円 3割256円

②受託居宅サービス利用料（報酬告示関係 1単位：10,27円）

契約者が負担する額は、事業所にお支払いください。指定居宅サービス事業者に支払う必要はありません。

a. 指定訪問介護

身体介護が中心である場合（1サービス利用あたり）

15分未満の料金 94単位：965円 自己負担額：1割97円 2割193円 3割290円

30分未満の料金	189 単位：1,941 円	自己負担額：1割 195 円	2割 389 円	3割 583 円
45分未満の料金	256 単位：2,629 円	自己負担額：1割 263 円	2割 526 円	3割 789 円
1時間未満の料金	341 単位：3,502 円	自己負担額：1割 351 円	2割 701 円	3割 1,051 円
1時間15分未満の料金	426 単位：4,375 円	自己負担額：1割 438 円	2割 875 円	3割 1,313 円
1時間30分未満の料金	511 単位：5,247 円	自己負担額：1割 525 円	2割 1,050 円	3割 1,575 円

1時間30分以上については、548 単位に所要時間から計算して所要時間 15 分を増すごとに 36 単位を加算した単位です。料金はその単位に 10.27 円を乗じた額、利用者自己負担額は料金の 1 割、一定の所得がある方は 2 割または 3 割の額です。

生活援助が中心である場合（1 サービス利用あたり）

15分未満の料金	48 単位：492 円	自己負担額：1割 50 円	2割 99 円	3割 148 円
30分未満の料金	94 単位：965 円	自己負担額：1割 97 円	2割 193 円	3割 290 円
45分未満の料金	142 単位：1,458 円	自己負担額：1割 146 円	2割 292 円	3割 438 円
1時間未満の料金	190 単位：1,951 円	自己負担額：1割 196 円	2割 391 円	3割 586 円
1時間15分未満の料金	214 単位：2,197 円	自己負担額：1割 220 円	2割 440 円	3割 660 円
1時間15分以上の料金	256 単位：2,629 円	自己負担額：1割 263 円	2割 526 円	3割 789 円

b. 指定通所介護（地域密着型：3時間以上4時間未満）

要介護1の料金	374 単位：3,840 円	自己負担額：1割 384 円	2割 768 円	3割 1,152 円
要介護2の料金	430 単位：4,416 円	自己負担額：1割 442 円	2割 884 円	3割 1,325 円
要介護3の料金	486 単位：4,991 円	自己負担額：1割 500 円	2割 999 円	3割 1,498 円
要介護4の料金	540 単位：5,545 円	自己負担額：1割 555 円	2割 1,109 円	3割 1,664 円
要介護5の料金	597 単位：6,131 円	自己負担額：1割 614 円	2割 1,227 円	3割 1,840 円

指定通所介護（地域密着型：4時間以上5時間未満）

要介護1の料金	392 単位：4,025 円	自己負担額：1割 403 円	2割 805 円	3割 1,208 円
要介護2の料金	451 単位：4,631 円	自己負担額：1割 464 円	2割 927 円	3割 1,390 円
要介護3の料金	509 単位：5,227 円	自己負担額：1割 523 円	2割 1,046 円	3割 1,569 円
要介護4の料金	566 単位：5,812 円	自己負担額：1割 582 円	2割 1,163 円	3割 1,744 円
要介護5の料金	626 単位：6,429 円	自己負担額：1割 643 円	2割 1,286 円	3割 1,929 円

指定通所介護（地域密着型：5時間以上6時間未満）

要介護1の料金	591 単位：6,069 円	自己負担額：1割 607 円	2割 1,214 円	3割 1,821 円
要介護2の料金	698 単位：7,168 円	自己負担額：1割 717 円	2割 1,434 円	3割 2,151 円
要介護3の料金	806 単位：8,277 円	自己負担額：1割 828 円	2割 1,656 円	3割 2,484 円
要介護4の料金	912 単位：9,366 円	自己負担額：1割 937 円	2割 1,874 円	3割 2,810 円
要介護5の料金	1,021 単位：10,485 円	自己負担額：1割 1,049 円	2割 2,097 円	3割 3,146 円

指定通所介護（地域密着型：6時間以上7時間未満）

要介護1の料金	610 単位：6,264 円	自己負担額：1割 627 円	2割 1,253 円	3割 1,880 円
要介護2の料金	721 単位：7,404 円	自己負担額：1割 741 円	2割 1,481 円	3割 2,222 円
要介護3の料金	833 単位：8,554 円	自己負担額：1割 856 円	2割 1,711 円	3割 2,567 円
要介護4の料金	944 単位：9,694 円	自己負担額：1割 970 円	2割 1,939 円	3割 2,909 円
要介護5の料金	1,055 単位：10,834 円	自己負担額：1割 1,084 円	2割 2,167 円	3割 3,251 円

指定通所介護（地域密着型：7時間以上8時間未満）

要介護1の料金	678 単位：6,963 円	自己負担額：1割 697 円	2割 1,393 円	3割 2,089 円
---------	----------------	----------------	------------	------------

要介護 2 の料金	801 単位：8,226 円	自己負担額：1 割 823 円	2 割 1,646 円	3 割 2,468 円
要介護 3 の料金	929 単位：9,540 円	自己負担額：1 割 954 円	2 割 1,908 円	3 割 2,862 円
要介護 4 の料金	1,055 単位：10,834 円	自己負担額：1 割 1,084 円	2 割 2,167 円	3 割 3,251 円
要介護 5 の料金	1,181 単位：12,128 円	自己負担額：1 割 1,213 円	2 割 2,426 円	3 割 3,632 円

指定通所介護（地域密着型：8 時間以上 9 時間未満）

要介護 1 の料金	705 単位：7,240 円	自己負担額：1 割 724 円	2 割 1,448 円	3 割 2,172 円
要介護 2 の料金	833 単位：8,554 円	自己負担額：1 割 856 円	2 割 1,711 円	3 割 2,567 円
要介護 3 の料金	965 単位：9,910 円	自己負担額：1 割 991 円	2 割 1,982 円	3 割 2,973 円
要介護 4 の料金	1,098 単位：11,276 円	自己負担額：1 割 1,128 円	2 割 2,256 円	3 割 3,383 円
要介護 5 の料金	1,229 単位：12,621 円	自己負担額：1 割 1,263 円	2 割 2,525 円	3 割 3,787 円

c. 指定訪問看護（指定訪問看護ステーション）

20 分未満の料金	282 単位：2,896 円	自己負担額：1 割 290 円	2 割 580 円	3 割 869 円
30 分未満の料金	423 単位：4,344 円	自己負担額：1 割 435 円	2 割 869 円	3 割 1,304 円
30 分以上 1 時間未満の料金	739 単位：7,589 円	自己負担額：1 割 759 円	2 割 1,518 円	3 割 2,277 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満の料金	1,013 単位：10,403 円	自己負担額：1 割 1,041 円	2 割 2,081 円	3 割 3,121 円

理学療法士等による訪問の場合（1 回につき）

264 単位：2,711 円	自己負担額：1 割 272 円	2 割 543 円	3 割 814 円
----------------	-----------------	-----------	-----------

③各種加算

障害者等支援加算 20 単位 / 日：205 円 利用者自己負担額：1 割 21 円 2 割 41 円 3 割 62 円

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）6 単位 / 日

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 利用単位数の 12.2% / 月

※端数処理上、若干の変動がございます、ご了承下さい。

※入居者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①電化製品の使用にかかる費用

- ・テレビ：20 円 / 日
- ・電気毛布：20 円 / 日
- ・加湿器：20 円 / 日
- ・その他、コンセントを必要とする電化製品（1 点につき）：10 円 / 日

②理容 [理容サービス]

月に 2 回（第 3 金曜日・第 4 月曜日）、理容師の出張による理容サービス（調髪、顔剃）をご利用頂けます。

利用料金：1 回 1,000 円 ※市価購入金額

③日常生活上必要となる諸費用実費（その都度文書または電話でお知らせいたします。）

日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、請求しますので、翌月10日までに以下の方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。) また、保管を依頼している通帳からの支払いを希望する場合は、事業者へご相談下さい。

イ. 下記指定口座への振り込み
 七十七銀行 吉成支店 普通預金 5186757
 社会福祉法人 大石ヶ原会 養護老人ホーム 吉成苑 施設長 西島淳武

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

①協力医療機関

医療機関の名称	早坂愛生会病院
所在地	仙台市青葉区川内澁橋通 38
診療科	内科、外科
医療機関の名称	国見台病院
所在地	仙台市青葉区国見 1-15-22
診療科	精神科、神経科
医療機関の名称	中嶋病院
所在地	仙台市宮城野区大槻 15-27
診療科	内科、循環器科、胃腸科、外科、整形外科、肛門科 リハビリテーション科
医療機関の名称	泉整形外科病院
所在地	仙台市泉区上谷刈丸山 6-1
診療科	整形外科、外科、内科、循環器科、リハビリテーション科
医療機関の名称	イムス明理会仙台総合病院
所在地	仙台市青葉区中央 4丁目 5-1
診療科	内科、消化器内科、外科、整形外科、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科、婦人科、神経内科、リハビリテーション科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	じゅん歯科クリニック
所在地	仙台市青葉区南吉成 2丁目 9-2

5. 事故発生時の対応について（契約書第11、12条参照）

事業者は、入居者に対するサービスの提供に伴って事故が発生した場合、速やかに各市町村、契約者、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当施設において、事業者の責任により入居者・契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、入居者に故意又は過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）（契約書第14条参照）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入居者に退所していただくこととなります。

- ①入居者が死亡した場合
- ②要介護認定により入居者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、入居者・契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) 契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 15、16 条参照）

契約の有効期間であっても、契約者から当施設に対し退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②入居者が入院された場合
- ③事業者が正当な理由なく本契約に定める外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護サービスを実施しない場合
- ④事業者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為（ハラスメント行為等）、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 17 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③入居者又は契約者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為（ハラスメント行為等）を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④入居者が連続して 3 ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合（下欄※参照）
- ⑤入居者が、介護保険施設に入所した場合

※入居者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第 17 条参照）

①3 ヶ月以内の入院の場合

退院後再び施設に入居することができます。

②3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合

契約を解除する場合があります。この場合、当施設に再び優先的に入居することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第 18 条参照）

入居者が当施設を退所する場合、契約者の希望により事業者は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人 (契約書第 19 条参照)

入所契約が終了した後、当施設に残された入居者の所持品(残置物)を契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めることができます。当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

8. 苦情の受付について (二者契約書第 20 条 三者契約書第 21 条参照)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口(担当者) [職名] 生活相談員 齋藤 貴志
- 苦情解決責任者 [職名] 施設長 西島 淳武
- 第三者委員 [職名] 福祉サービス向上委員

南吉成拠点担当

中田 年哉 TEL 080-1699-4239

國井 恵子 TEL 080-1699-3661

松森拠点担当

白澤 禎子 TEL 080-1697-4587

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～18:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

仙台市健康保険局 介護事業支援課 施設指導係	所在地 仙台市青葉区国分町3丁目7-1 電話番号 214-8318 FAX 214-4443 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時
青葉区役所 介護保険課 介護保険係	所在地 仙台市青葉区上杉1丁目5-1 電話番号 225-7211 FAX 225-7721 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時
国民健康保険団体連合会	所在地 仙台市青葉区上杉1-2-3 電話番号 222-7700 FAX 222-7260 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時
宮城県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 仙台市青葉区本町3-7-4 電話番号 225-8476 FAX 265-4469 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時

令和 年 月 日

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

養護老人ホーム 吉成苑

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

氏名

印

<重要事項説明書付属文書>

1. 契約締結からサービス提供までの流れ

入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「特定施設サービス計画（特定ケアプラン）」に定めます。「特定施設サービス計画（特定ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。

- ①当施設の計画作成担当者に特定施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- ②その担当者は施設サービス計画の原案について、入居者及びご契約者に対し説明、同意を得たうえで決定します。
- ③特定施設サービス計画は、要介護認定期間に1回、もしくは入居者、ご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、入居者及びご契約者と協議して、特定施設サービス計画を変更します。
- ④特定施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

2. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入居にあたり、危険物、動物その他日常生活物品以外の物は原則として持ち込むことができません。※不明の場合はお問い合わせください。

(2) 面会

面会時間 9:00～20:00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。なお、来訪される場合、生もの等の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

(4) 食事

食事が不要な場合は、事前にお申し出下さい。

(5) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入居者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 事業者や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」重要事項説明書

外部サービス利用型
指定介護予防特定施設入居者生活介護
養護老人ホーム 吉成苑
仙台市青葉区南吉成七丁目14-1
TEL 022-719-1720
FAX 022-719-1721

当施設は介護保険の指定を受けています。
(宮城県指定第 0475102497 号)

当施設はご入居者に対して、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護サービス（以下「介護予防特定施設介護サービス」という。）を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当施設への入居は、原則として要支援認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。要支援認定をまだ受けていない方でも入居は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	2
3. 職員の配置状況	2
4. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
5. 事故発生時の対応	6
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	7
7. 残置物引取人	8
8. 苦情の受付について	8

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 大石ヶ原会
- (2) 法人所在地 宮城県仙台市青葉区南吉成六丁目 6 - 8
- (3) 電話番号 022 - 344 - 7731
- (4) 代表者氏名 理事長 千田 勝見
- (5) 設立年月 平成 7 年 3 月 3 日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護
平成 18 年 10 月 1 日指定 宮城県第 0475102497 号

(2) 施設の目的

外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行なう介護予防特定施設介護サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある入居者に対し、適正な介護予防特定施設介護サービスを提供することを目的とします。

- (3) 施設の名称 養護老人ホーム 吉成苑
- (4) 施設の所在地 宮城県仙台市青葉区南吉成七丁目 14-1
- (5) 電話番号 022-719-1720
- (6) 施設長（管理者）氏名 西 島 淳 武
- (7) 運営方針

事業者は、介護予防特定施設介護サービスの提供に当たって、介護予防特定施設サービス計画に基づき、事業者が委託する指定介護予防サービス事業者による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、事業所において、自立した生活を営むことができるよう入居者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指します。

- (8) 開設年月日 平成 18 年 10 月 1 日
- (9) 入所定員 60 人
- (10) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	60室	2部屋に1つトイレがあります
食堂	2室	1F・2F（兼集会ホール）
浴室	3室	男女一般浴 ・ 家族浴室

※この施設設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

※居室の変更：入居後、ご入居者の状況に応じて居室を変更することがあります。

(ア) ご入居者は、原則として利用契約締結時の居室を使用するものとします。ただし次の各号に定める場合であって、かつ事業所に使用していない居室がある場合に限り、居室移動を希望することができます。

- 一 より適切なサービス提供をするうえで、日照、採光などの環境に著しい支障がある。
- 二 より適切なサービス提供をするうえで、現に利用している居室の設備等に著しい支障がある。
- 三 より適切なサービス提供をするうえで、他のご入居者との関係に著しい支障がある。
- 四 その他、日常生活上に著しい支障がある。

- (イ) 事業所の管理者は、介護予防特定施設介護サービスの提供に著しい支障があると認める時に、ご入居者の同意を得て、居室を移動させることができます。
- (ウ) 居室の移動を希望する場合、必ずその理由を付した書面により管理者へ提出してください。
- (エ) 事業所は、前項の書面を受理したときは、その適否を書面で通知します。
- (オ) 事業所が入居者の居室を移動させる場合は、その理由を付した書面を交付し、必ず入居者の同意を得ます。

(11) 併設事業

当施設では、次の事業を併設しています。

[養護老人ホーム] 平成 13 年 4 月 1 日開設

[介護予防訪問介護] [訪問介護]

平成 18 年 10 月 1 日指定 宮城県第 0475102525 号

(12) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 2 階

(13) 建物の延べ床面積 3, 891.19 m²

(14) 施設の周辺環境

仙台市青葉区の西方、高台に位置する南吉成団地の中にあり、泉ヶ岳を北西に展望し、近くには仙台市街を一望できる国見峠があります。施設のすぐ側の騒音が届かないところには、交通の要としての県道八乙女～折立線（北環状線）が走っています。三方を森に囲まれ、四季折々の風景と小鳥のさえずりを楽しみ、隣接する大石原公園を散策できる絶好の場所にあります。

3. 職員の配置状況

当施設では、ご入居者に対して外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職員数	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 計画作成担当者	1名（常勤換算）	1名
3. 生活相談員	1名（常勤換算）	1名
4. 介護職員	2名（常勤換算）	入居者10名に対して1名

<勤務体制> ※標準的な時間帯における最低配置人員（常勤換算）

職 種	勤 務 体 制	
1. 計画作成担当者	日 勤 :	9 : 00 ~ 18 : 00 1名
2. 生活相談員	日 勤 :	9 : 00 ~ 18 : 00 1名
3. 介護職員	早番A :	5 : 30 ~ 14 : 30 2名
	早番B :	6 : 30 ~ 15 : 30
	早番C :	7 : 30 ~ 16 : 30
	日勤A :	9 : 00 ~ 18 : 00 1名
	日勤B :	9 : 30 ~ 18 : 30
	遅番A :	10 : 00 ~ 19 : 00 2名
	遅番B :	11 : 00 ~ 20 : 00
	遅番C :	12 : 00 ~ 21 : 00
	遅番D :	13 : 00 ~ 22 : 00
	夜 勤 :	21 : 45 ~ 6 : 45 1名

☆土・日・祝日は上記と異なります。

<配置職員の職種>

- 計画作成担当者**…ご入居者に係る介護予防特定施設計画（介護予防プラン）の作成、及び受託介護予防サービス事業者との連絡調整をします。
- 生活相談員**…………ご入居者・ご契約者の生活相談に対応するとともに、必要な助言その他の援助を行います。
- 介護職員**…………ご入居者の自立支援及び日常生活の充実のため、生活全般にわたる介護を行ないます。

4. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご入居者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについては

- ①利用料金が介護保険から給付される場合があります。
- ②利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の9割から7割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①基本サービス

a. 介護予防特定施設サービス計画の立案

ご入居者について解決すべき課題を把握し、ご入居者・ご家族の意向を踏まえた上で、介護予防特定施設介護サービスに係る目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ介護予防特定施設サービス計画を作成いたします。

b. 入居者の安否の確認

ご入居者の日常の心身の状況、生活状況に配慮いたします。

c. 生活相談等

日常生活に関すること等の相談に応じます。

②受託介護予防サービス

介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、療養、その他日常生活上の支援について、事業所が委託する下記の指定介護予防サービス事業者により提供します。

指定介護予防訪問介護 南吉成ヘルパーステーション

指定介護予防通所介護 南吉成デイサービスセンター

指定介護予防訪問看護 仙台北訪問看護ステーション

※次の指定介護予防サービスは、ご入居者・ご契約者の希望や心身の状況等に応じて、事業所がその都度委託する事業者より提供します。

指定介護予防訪問入浴介護 指定介護予防訪問リハビリテーション

指定介護予防通所リハビリテーション 指定介護予防福祉用具貸与

地域密着型介護予防認知症対応型通所介護

<サービス利用料金>（契約書第6条参照）

①サービス利用料

一日あたりの料金 56単位：575円 利用者自己負担額： 1割58円 2割115円 3割173円

②受託介護予防サービス利用料（報酬告示関係 1単位：10,27円）

契約者が負担する額は、事業所にお支払いください。指定介護予防サービス事業者に支払う必要はありません。

a. 指定介護予防訪問介護（1ヶ月につき）

週に1回程度の場合（要支援1・2の利用者） 1,057単位：10,855円

利用者自己負担額：1割1,086円 2割2,171円 3割3,257円

週に2回程度の場合（要支援1・2の利用者） 2,115単位：21,721円

利用者自己負担額：1割2,173円 2割4,320円 3割6,517円

週に2回以上の場合（要支援2の利用者） 3,355単位：34,455円

利用者自己負担額：1割3,446円 2割6,891円 3割10,337円

※日割りの金額

週に1回程度の場合（要支援1・2の利用者） 35単位：359円

利用者自己負担額：1割36円 2割70円 3割108円

週に2回程度の場合（要支援1・2の利用者） 70単位：718円

利用者自己負担額：1割72円 2割144円 3割216円

週に2回以上の場合（要支援2の利用者） 110単位：1,129円

利用者自己負担額：1割113円 2割226円 3割339円

日割り計算をする場合は、月の途中で要介護から要支援に変更となった場合、要支援から要介護に変更となった場合、要支援度が変わった場合に限ります。

料金はその単位の10.27円を乗じた額、利用者自己負担額は料金の1割、一定の所得がある方は、2割または3割の額です。

b. 指定介護予防通所介護（1ヶ月につき）

基本の額 要支援1の方 1,504単位：15,446円

利用者自己負担額：1割1,545円 2割3,090円 3割4,634円

要支援2の方 3,084単位：31,672円

利用者自己負担額：1割3,168円 2割6,335円 3割9,502円

※日割りの金額

要支援1の方 49単位：503円 利用者自己負担額：1割51円 2割101円 3割151円

要支援2の方 101単位：1,037円 利用者自己負担額：1割104円 2割208円 3割312円

日割り計算をする場合は、月の途中で要介護から要支援に変更となった場合、要支援から要介護に変更となった場合、要支援度が変わった場合に限ります。

c. 指定介護予防訪問看護（1回につき）

20分未満の料金 272単位：2,793円

利用者自己負担額：1割280円 2割559円 3割838円

30分未満の料金 405単位：4,159円

利用者自己負担額：1割416円 2割832円 3割1,248円

30分以上1時間未満の料金 713単位：7,322円

利用者自己負担額：1割733円 2割1,465円 3割2,197円

1時間以上1時間30分未満の料金 978単位：10,044円

利用者自己負担額：1割1,005円 2割2,009円 3割3,014円

理学療法士等による訪問の場合（1回につき） 255単位：2,618円

利用者自己負担額：1割262円 2割524円 3割786円

③各種加算

障害者等支援加算 20単位 / 日：205円 利用者自己負担額：1割21円 2割41円 3割62円

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）6単位 / 日 利用者自己負担額：1割7円 2割13円 3割19円

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 利用単位数の12.2% / 月

※端数処理上、若干の変動がございます、ご了承下さい。

※ご入居者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①電化製品の使用にかかる費用

- ・テレビ：20円/日
- ・電気毛布：20円/日
- ・加湿器：20円/日
- ・その他、コンセントを必要とする電化製品（1点につき）：10円/日

②理容 [理容サービス]

月に2回（第3金曜日・第4月曜日）、理容師の出張による理容サービス（調髪、顔剃）をご利用頂けます。

利用料金：1回 1,000円 ※市価購入金額

③日常生活上必要となる諸費用実費（その都度文書または電話でお知らせいたします。）

日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月10日までに以下の方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）また、保管を依頼している通帳からの支払いを希望する場合は、事業者へご相談下さい。

イ. 下記指定口座への振り込み

七十七銀行 吉成支店 普通預金 5186757
社会福祉法人 大石ヶ原会 養護老人ホーム 吉成苑 施設長 西島淳武

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

①協力医療機関

医療機関の名称	早坂愛生会病院
所在地	仙台市青葉区川内澗橋通38
診療科	内科、外科
医療機関の名称	国見台病院
所在地	仙台市青葉区国見1-15-22
診療科	精神科、神経科
医療機関の名称	中嶋病院
所在地	仙台市宮城野区大槻15-27
診療科	内科、循環器科、胃腸科、外科、整形外科、肛門科

	リハビリテーション科
医療機関の名称	泉整形外科病院
所在地	仙台市泉区上谷刈丸山 6-1
診療科	整形外科、外科、内科、循環器科、リハビリテーション科
医療機関の名称	イムス明理会仙台総合病院
所在地	仙台市青葉区中央 4 丁目 5-1
診療科	内科、消化器内科、外科、整形外科、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科、婦人科、神経内科、リハビリテーション科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	じゅん歯科クリニック
所在地	仙台市青葉区南吉成 2 丁目 9-2

5. 事故発生時の対応について (契約書第 11、12 条参照)

事業者は、ご入居者に対するサービスの提供に伴って事故が発生した場合、速やかに各市町村、ご契約者、ご入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当施設において、事業者の責任によりご入居者・ご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご入居者に故意又は過失が認められる場合には、ご入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

6. 施設を退所していただく場合 (契約の終了について) (契約書第 14 条参照)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入居者に退所していただくこととなります。

- ①入居者が死亡した場合
- ②要支援認定により入居者の心身の状況が自立又は要介護と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者・ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から退所の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦事業者から退所の申し出を行った場合 (詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご契約者からの退所の申し出 (中途解約・契約解除) (契約書第 15、16 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設に対し退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②入居者が入院された場合
- ③事業者が正当な理由なく本契約に定める外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護サービスを実施しない場合
- ④事業者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為 (ハラスメント行為等)、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 17 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- | |
|---|
| <p>①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</p> <p>②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合</p> <p>③入居者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為（ハラスメント行為等）を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</p> <p>④入居者が連続して 3 ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合（下欄※参照）</p> <p>⑤入居者が、介護保険施設に入所した場合</p> |
|---|

※入居者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第 17 条参照）

①3 ヶ月以内の入院の場合

退院後再び施設に入居することができます。

②3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合

契約を解除する場合があります。この場合、当施設に再び優先的に入居することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第 18 条参照）

入居者が当施設を退所する場合、ご契約者の希望により事業者は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護保険施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人（契約書第 19 条参照）

入居契約が終了した後、当施設に残された入居者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めることができます。当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

8. 苦情の受付について（二者契約書第 20 条 三者契約書第 21 条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- | | | |
|--------------|-----------------|-------|
| ○苦情受付窓口（担当者） | [職名] 生活相談員 | 齋藤 貴志 |
| ○苦情解決責任者 | [職名] 施設長 | 西島 淳武 |
| ○第三者委員 | [職名] 福祉サービス向上委員 | |

南吉成拠点担当

中田 年哉 TEL 080-1699-4239

國井 恵子 TEL 080-1699-3661

松森拠点担当

白澤 禎子 TEL 080-1697-4587

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～18:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

仙台市健康保険局 介護事業支援課施設指導係	所在地 電話番号 受付時間	仙台市青葉区国分町3丁目7-1 214-8318 FAX 214-4443 毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時
青葉区役所 介護保険課 介護保険係	所在地 電話番号 受付時間	仙台市青葉区上杉1丁目5-1 225-7211 FAX 225-7721 毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時
国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 受付時間	仙台市青葉区上杉1-2-3 222-7700 FAX 222-7260 毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時
宮城県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 電話番号 受付時間	仙台市青葉区本町3-7-4 225-8476 FAX 265-4469 毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時

令和 年 月 日

外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

養護老人ホーム 吉成苑

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

氏名

印

<重要事項説明書付属文書>

1. 契約締結からサービス提供までの流れ

入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「介護予防特定施設サービス計画（介護予防プラン）」に定めます。「介護予防特定施設サービス計画（介護予防プラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。

- ①当施設の計画作成担当者に介護予防特定施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- ②その担当者は介護予防特定施設サービス計画の原案について入居者及びご契約者に対し説明、同意を得たうえで決定します。
- ③介護予防特定施設サービス計画は、要支援認定期間に1回、もしくは入居者、ご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、入居者及びご契約者と協議して、介護予防特定施設サービス計画を変更します。
- ④介護予防特定施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

2. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入居にあたり、危険物、動物その他日常生活物品以外の物は原則として持ち込むことができません。
※不明の場合はお問い合わせください。

(2) 面会

面会時間 9:00～20:00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。なお、来訪される場合、生もの等の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

(4) 食事

食事が不要な場合は、事前にお申し出下さい。

(5) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入居者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 事業者や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。